

豊中市子育て短期支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項に規定する児童をいう。以下同じ。）の保護者が疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、第8条に規定する実施施設等において一定期間養育・保護することにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、豊中市とする。なお、この事業の一部を社会福祉法人等に委託することができるものとする。

(事業の種類)

第3条 この要綱により実施する事業は、宿泊型短期入所生活援助（宿泊型ショートステイ）事業及び日帰り型短期入所生活援助（日帰り型ショートステイ）事業とする。

(事業内容)

第4条 前条に規定する事業の内容は、保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合に、実施施設等において必要な養育・保護を宿泊又は日帰りで行うものとする。

2 市長又は実施施設等は、児童の安全性の確保や利用者の負担軽減等のため、保護者が児童に付き添うことが困難である場合等に、居宅から実施施設等の間や実施施設等から保育所や学校等の間について、職員による児童への付き添いを行うことができるものとする。

(対象児童)

第5条 事業の対象となる者は、本市に住所を有する児童とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合には本市に居住し、かつ、住所を有しない者を事業の対象とすることができる。

(利用の要件)

第6条 事業の利用の要件は、対象児童の保護者が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合とする。

ア 児童の保護者の疾病

イ 育児疲れ、育児不安等、身体上又は精神上的事由

- ウ 出産、看護、事故、災害、失踪等による家庭養育上の事由
- エ 冠婚葬祭、転勤、就業(出張、時間外勤務等)、学校等の公的行事への参加等による社会的な事由

(利用期間)

第7条 事業の利用期間は、次の各号に定める期間とする。

- (1) 宿泊型短期入所生活援助(宿泊型ショートステイ)事業の利用期間は6泊7日以内とする。ただし、市長が必要と認めた場合には、必要最小限の範囲内でその期間を延長することができる。
- (2) 日帰り型短期入所生活援助(日帰り型ショートステイ)事業の利用期間は1日単位とし、月に7日以内とする。時間はおおむね9時30分から20時までとする。ただし、乳児の場合はおおむね9時から18時30分までとする。

第8条 実施施設等は、あらかじめ市長が指定した児童養護施設、乳児院、児童家庭支援センター(以下「施設」という。)、ファミリーホーム、里親等とする。

(利用者の登録及び申請)

第9条 この事業の利用を希望する保護者は、各年度において「子育て短期支援事業利用者登録書」(様式第1号)及び必要に応じて同意書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

- 2 保護者は、前項の登録内容に変更が生じた場合は、「子育て短期支援事業登録内容変更承認申込書」(様式第5号)により直ちに市長に提出するものとする。
- 3 緊急の場合やむを得ない場合は口頭、又は電話による申出を行い、事後において申込書を提出することができる。

(登録の決定)

第10条 前条の規定による登録又は変更の申請を受理した場合は、速やかに対象児童等の状況について調査を行い、登録の適否を決定し、その旨を「子育て短期支援事業登録決定(変更)通知書」(様式第3号)又は「子育て短期支援事業却下通知書」(様式第4号)により保護者に通知するものとする。

- 2 登録後の利用調整については、市長が別に定めるものに基づき実施するものとする。

(登録の解除)

第11条 前条の規定による登録を受けた保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに市長に申し出るものとする。

- (1) 第6条に規定する利用の要件に該当しなくなった場合
- (2) その他、本事業の利用を受ける必要がなくなった場合

- 2 市長は、前項の規定による申出があった場合には、直ちに解除の決定をし、「子育て短期支援事業登録解除通知書（様式第6号）」により、保護者に通知するものとする。

（利用の制限）

第12条 当該児童が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は事業の利用を制限することがある。

- （1）医療機関で医療を受ける必要があると認めるとき。
- （2）その他市長が事業の利用を不相当と認めるとき。

（利用料）

第13条 この事業の利用を希望する保護者は、利用料として別表に定める額を負担しなければならない。

- 2 前項に規定する利用料は、当該児童等の養育・保護が終了する日までに施設又は里親支援機関に対して支払わなければならない。

（他の施設との関係）

第14条 市長は、この事業の実施にあたっては、一時預かり事業や子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）との連携等他の関連サービスとの十分な調整を行うとともに、豊中市児童相談所、福祉事務所、母子・父子自立支援員、民生委員・児童委員等の関係機関と十分な連携をとるものとする。

- 2 市長は、養育・保護申込時及び入所利用中において、養育・保護が長期にわたる可能性がある場合、保護者がいない場合等、法的措置が必要であると思われるときは、速やかに豊中市児童相談所に通告するものとする。

（実施施設等の届出及び委託契約）

第15条 この事業を実施しようとする実施施設等は、毎年度事業開始前に「子育て短期支援事業実施施設等届出書」（様式第7号）により届け出るものとする。

- 2 第16条に定める専従人員を配置しようとする施設は、毎年度事業開始前に「子育て短期支援事業専従人員配置実施施設等届出書」（様式第8号）により届け出るものとする。
- 3 市長は、前二項の届出書が適当であると認めた場合は、実施施設等に対して委託契約を締結するものとする。

（専従人員配置）

第16条 市長は、前条第3項に規定する委託契約を締結した実施施設のうち、次の各号の要件をすべて満たす実施施設に対し、専従人員配置を認めることができるものとする。

- （1）豊中市内に位置する実施施設であること
- （2）本事業の専従人員として、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第42条に定め

る職員のほか、本市が子育て短期支援事業に係る専従人員として相応しいと認めるものを配置すること

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 3 月 20 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表

子育て短期支援事業にかかる利用料

区分			利用料 (保護者負担)
宿泊型短期入所生活援助事業 (宿泊型ショートステイ)	生活保護世帯	2歳未満児	0円/日
		ひとり親家庭・非課税世帯	0円/日
	市民税非課税世帯	2歳未満児	1,100円/日
		ひとり親家庭・課税世帯	1,000円/日
	その他世帯 (市民税課税世帯)	2歳未満児	5,350円/日
		2歳以上児	2,750円/日
日帰り型短期入所生活援助事業 (日帰り型ショートステイ)	生活保護世帯	2歳未満児	0円/日
		ひとり親家庭・非課税世帯	0円/日
	市民税非課税世帯	2歳未満児	1,100円/日
		ひとり親家庭・課税世帯	1,000円/日
	その他世帯 (市民税課税世帯)	2歳未満児	5,350円/日
		2歳以上児	2,750円/日

(注)表中の利用料は、児童1人あたりの金額である。

(注)ひとり親家庭とは、ひとり親世帯を証明する書類(児童扶養手当証書、ひとり親家庭医療証、児童扶養手当支給停止通知書、保護者の戸籍謄本など)所持者が対象。

なお、DVからの避難など、特段の事情によりこれらを所持できないものの、ひとり親家庭と同様の状況であることが客観的資料により確認できる場合は、ひとり親家庭としてみなす。

(備考)

- 表中「市民税非課税世帯」については、「父子家庭、母子家庭及び養育者家庭を含む。」ものとする。また、4月から6月までの間に事業の利用がある場合においては、「前年度分市民税非課税世帯」とする。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規程する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯については、市町村民税非課税世帯に該当する場合、生活保護世帯の区分の金額とする。

[様式第1号]

子育て短期支援事業利用者登録書

年 月 日

豊 中 市 長 あ て

(申込者) 住所

氏名

電話番号

豊中市子育て短期支援事業実施要綱に基づく登録について、次のとおり申込みます。

児 童	ふりがな 氏名							
	生年月日							
	年齢							
	性別							
	就学状況							
	健康状態							
保 護 者	ふりがな 氏名		続柄		健康保険証 記号番号			
	生年月日					その他の同居 家族氏名	続柄	年齢
	利用事由							
	利用頻度							
	緊急連絡先							
	備 考							

[様式第2号]

同 意 書

子育て短期支援事業にかかる経費の負担額決定のために、必要があるときは、私及び私の属する世帯の市民税課税台帳を閲覧・照会することに同意いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

[様式第3号]

子育て短期支援事業登録決定（変更）通知書

年 月 日

様

豊中市長

年 月 日付で申込のありました豊中市子育て短期支援事業実施要綱に基づく登録
について、次のとおり決定(変更)したので通知します。

児 童 氏 名		性 別	
児 童 氏 名		性 別	
児 童 氏 名		性 別	
期 間			

利用事由	
利用頻度	

- ① 利用料は利用施設または里親支援機関へ直接お支払いください。
- ② 利用施設等または市が指定する場所への児童の送迎は、原則として保護者が行ってください。

[様式第4号]

子育て短期支援事業登録 却下通知書

年 月 日

様

豊中市長

年 月 日付で申込のありました豊中市子育て短期支援事業実施要綱に
基づく登録について、申請を却下したので通知します。

児童氏名		性別	
児童氏名		性別	
児童氏名		性別	
登録できない理由			

[様式第5号]

子育て短期支援事業登録内容変更承認申込書

年 月 日

豊中市長あて

(申請者) 住所

氏名

電話番号 () -

年 月 日付けで登録の承認の決定を受けた子育て短期支援事業について、
下記のとおり登録内容の変更を申込みます。

児童氏名		性別	
児童氏名		性別	
児童氏名		性別	
保護者	氏名		
	住所		
利用事由			
利用頻度			
変更理由			

[様式第6号]

子育て短期支援事業登録解除通知書

年 月 日

様

豊中市長

豊中市子育て短期支援事業実施要綱に基づく登録について、次のとおり解除したので通知します。

児童氏名		性別	
児童氏名		性別	
児童氏名		性別	
保護者	氏名		
	住所		
解除理由			
備考			

[様式第7号]

年度子育て短期支援事業実施施設届出書

年 月 日

豊 中 市 長 あて

住 所

法 人 名

代 表 者 名

豊中市子育て短期支援事業実施要綱に基づき次のとおり届け出ます。

実施施設等種別			設置主体				
実施施設等名							
所在地							
職員の状況	総数	・児童指導員		人	・看護師		人
	現員	人	・保育士		人	・その他	
	定員	人	・調理員		人	()	人
居室の状況	人部屋	人部屋	人部屋	人部屋	人部屋	計 (入室可能人員)	
	室	室	室	室	室	(人)	
入所児童の状況	総数	乳幼児	小学生	中学生	高校生	その他	計
	現員	人	人	人	人	人	人
定員	人						
短期利用可能人数							
備考							

[様式第8号]

年度子育て短期支援事業専従人員配置実施施設届出書

年 月 日

豊 中 市 長 あて

住 所

法 人 名

代表者名

豊中市子育て短期支援事業実施要綱に基づき次のとおり届け出ます。

1. 専従人員配置予定日数

右の期間中に専従人員を配置する日数	専従人員配置期間

2. 配置を行う専従人員

氏名		雇用予定期間
生年月日		
氏名		雇用予定期間
生年月日		
氏名		雇用予定期間
生年月日		
氏名		雇用予定期間
生年月日		
氏名		雇用予定期間
生年月日		

* 対象者の身分及び契約内容が分かる書類(履歴書の写し及び雇用契約書等)。